

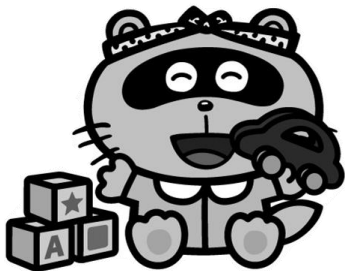
保育施設利用申込案内

～令和9年度版～

令和9年度4月入所申込受付期間

令和8年

11月2日(月)～11月30日(月)



※郵送の場合は必着。
※4月からの転所申込も同様の受付期間です。
※4月入所の結果通知は、1月下旬に発送予定です。(詳細が決まり次第、市 HP に掲載予定。)
※4月入所に空きがある場合、2月頃より二次募集を実施します。(詳細が決まり次第、市 HP に掲載予定。)

●入所・転所申込受付期間●

希望月	申 込 受 付 期 間	就労証明書等有効期間	希望月	申 込 受 付 期 間	就労証明書等有効期間
4月	R8.11.2 ～ R8.11.30	R8. 9.1 以降のもの	10月	R9. 8.2 ～ R9. 8.20	R9. 6.1 以降のもの
5月	R9. 3.1 ～ R9.3.19	R9. 1.1 以降のもの	11月	R9. 9.1 ～ R9. 9.17	R9. 7.1 以降のもの
6月	R9. 4.1 ～ R9. 4.20	R9. 2.1 以降のもの	12月	R9.10.1 ～ R9.10.20	R9. 8.1 以降のもの
7月	R9. 5.6 ～ R9. 5.20	R9. 3.1 以降のもの	1月	R9.11.1 ～ R9.11.19	R9. 9.1 以降のもの
8月	R9. 6.1 ～ R9. 6.18	R9. 4.1 以降のもの	2月	R9.12.1 ～ R9.12.20	R9. 9.1 以降のもの
9月	R9. 7.1 ～ R9.7.20	R9. 5.1 以降のもの	3月	R10.1.5 ～ R10.1.20	R9. 9.1 以降のもの

※入所結果通知は、入所月前月の10日頃発送予定です。(4月のみ1月下旬頃を予定。)

市役所に行かずに申込み完了！

電子申請がおすすめです

- ✓待ち時間なし
- ✓市役所へ行く必要なし
- ✓スマホ・パソコンで申請
- ✓24 時間いつでも申請可能
- ✓電子申請なら一部の書類の作成不要

電子申請はこちら→

※受付開始日は 9:00 から、
受付終了日は 17:00 まで

スマホで簡単申請



窓口申請は特に4月入所申込みの時期に大変混雑します。
長時間お待ちいただく場合がありますので、電子申請をぜひご利用ください。

目次

1 保育施設の種類.....	1
2 保育所(園)・認定こども園の利用対象者(2・3号認定)	2
3 申請書類	4
4 保育所(園)・認定こども園を申込みまでの流れ(2・3号認定)	5
5 保育所(園)・認定こども園を申込み～入所決定(2・3号認定)	6
6 申込み後や入所中の手続き(2・3号認定)	8
7 幼稚園の利用対象者(1号認定)	9
8 市外の保育施設への申込み(広域入所)	10
9 よくあるお問合せ・確認事項	11
10 必要書類記載例(保育所利用(2・3号認定))	13
11 保育料・副食費	16
12 認可保育施設以外をご利用の場合	20
13 その他保育サービス	22

1 保育施設の種類の種類

1 どんな施設があるの？－認可施設の種類の種類－

「幼稚園」や「保育所(園)」に加え、幼稚園と保育所の機能をあわせもつ「認定こども園」や、0～2歳の子どもを少人数で預かる「小規模保育事業所」があります。

施設の種類の種類	利用区分	クラス年齢(4/1 時点の年齢)	申し込み先
幼稚園	幼稚園	2 ^[※2] ～5歳児クラス	各施設
保育所(園)	保育所	0～5歳児クラス	市役所
認定こども園	幼稚園	2 ^[※2] ～5歳児クラス	(公立)市役所 (私立)各施設
	保育所	0～5歳児クラス	市役所
小規模保育事業所 ^[※1]	保育所	0～2歳児クラス	市役所

東広島市ホームページに各施設の情報をまとめています！



[※1]小規模保育事業所は2歳児クラス卒園後、連携施設へ優先的に入所ができます。
施設ごとの連携先は、別紙「東広島市認可保育施設一覧」をご覧ください。

[※2]幼稚園の2歳児クラス(年々少)は、満3歳児以上の児童のみ利用可能です。

※認可外施設とは？

乳幼児の保育を目的とする施設で、認可を受けていない施設の総称です。市へ児童福祉法に基づく届け出がされています。サービス内容、保育料等は施設によって異なり、利用申込みは直接施設へ行きます。一定の条件はありますが、保育料無償化の対象となります。(詳細は 20 ページ参照。)

2 どんな人が対象なの？

認可施設を利用するためには、児童の年齢や施設の利用形態に応じた「教育・保育給付認定」が必要です。(2・3号は年齢区分によるものであり、自動的に切り替わるため手続き不要です。)

教育・保育給付認定の種類の種類		保育の必要性	児童年齢	時間区分
幼稚園的利用(1号認定)		なし	満3歳以上	教育標準時間 (朝～昼過ぎの4時間程度)
保育所的利用	(2号認定)	あり	満3歳以上	保育標準時間 または 保育短時間
	(3号認定)		0～2歳	

保育所的利用(2・3号認定)の場合は、就労など「保育を必要とする事由」が保護者のいずれにも必要です。
保育を必要とする事由や状況により、「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分があります。

- ・保育標準時間…施設が定めた11時間のうち、家庭保育が困難な範囲内で利用可能
- ・保育短時間…施設が定めた 8時間のうち、家庭保育が困難な範囲内で利用可能

※開所時間は別紙「東広島市認可保育施設一覧」に掲載しています。

※保育を利用できるのは、各家庭において保育が難しい時間に限られます。仕事等がお休みの日は原則として家庭での保育をお願いします。

※保育を必要とする事由(保育要件)とは？

以下の8種類があります。(詳細は2ページ)

1	就労している(月 64 時間以上)	5	求職活動中である
2	母親が妊娠中または出産前後	6	就学している(月 64 時間以上)
3	疾病・障がいがある	7	災害復旧に従事している
4	介護・看護をしている(月 64 時間以上)	8	その他(DV・ストーカー・児童虐待など)

2 保育所(園)・認定こども園の利用対象者(2・3号認定)

1 利用ができる方

次の条件を全て満たす場合に申込みを行うことができます。

- ①【保育対象年齢】受入れ対象年齢を満たしていること。(別紙「東広島市認可保育施設一覧」を確認してください。)
 ②【住所要件】お子さんと保護者が東広島市に住んでいること。(東広島市に住民票があることが原則。)
 ③【保育の必要性】父母等、世帯の全保護者が以下のいずれかの事由(保育要件)に当てはまること。

保育要件	状況	必要証明書類 (申込時)		必要証明書類 (入所後)	
就労	就労する(している) ※1か月あたり64時間以上の勤務時間があり(休憩時間除く)、給与を得ていることが必要	会 社 員	就労中	①就労証明書(勤務先で記載)	
			就労予定 (入所月に就労)	①就労証明書(勤務先で記載)	(就職後 30 日以内) 就労開始証明書(勤務先で記載)
			育休復帰 (入所月に復帰)	①就労証明書(勤務先で記載)	(復職後 30 日以内) 就労開始証明書(勤務先で記載)
			育休中 (入所月に育休)	①就労証明書(勤務先で記載)	
			※家族就労など、代表者または就労証明書記載者が児童と血縁関係にある場合は入所後に右記の書類が必要です。		(入所後2か月以内) 入所月の給与明細書
		自 営 業	開業 1 年以内	①就労証明書(自身で記載) ②開業届 または 法人登記簿	確定申告書の写し または 市県民税申告書の写し
開業 1 年以降	①就労証明書(自身で記載) ②確定申告書の写し または 市県民税申告書の写し				
妊娠・出産	妊娠した・出産する	①母子手帳のコピー(表紙、出産予定日記載ページの2枚)			
疾病・障がい	疾病・障がいがある	①医師の診断書(保育ができない旨の記載があるもの) または 手帳(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等 ※コピー可)			
介護・看護	同居家族の介護・看護を行う ※1か月あたり64時間以上 ※世帯員に限る	①介護・看護状況申告書 ②スケジュール申告書 ③医師の診断書(介護・看護が必要な旨の記載があるもの)または 手帳(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等※ コピー可) ④(介護の場合)ケアプラン「週間サービス計画書」のコピー			
求職活動	求職活動中である	①ハローワークの受付票の写し ※起業準備の場合は、起業準備をしていることがわかる書類 (店舗の賃貸契約書、物品の購入履歴がわかるものなど)		(就職後) 就労証明書 (起業後) 開業届 または 法人登記簿	
就学	就学する(職業訓練校を含む、 通信教育は不可) ※1か月あたり64時間以上	①在学証明書 ②就学時間の分かる時間割またはカリキュラム (ない場合はスケジュール申告書)			
災害復旧	災害復旧に従事する	①り災証明書			
その他	DV(家庭内暴力)/ストーカー被害/ 児童虐待を受けている等	①保育課にご相談ください			

★就労証明書について

就労証明書には有効期間があります。期間については表紙を確認してください。
 就労証明書は勤務先での記載が必要です。申込者自身が記載してはいけません(代表者自身の証明時を除く)。
 偽造した場合、「有印私書偽造罪」「有印私文書変造罪」「私電磁的記録不正作出罪」が成立する場合があります。
 また、偽造が判明した場合、保育所の入所の取消や退園に繋がることもありますのでご注意ください。

★転入予定で申込み場合

東広島市に住民票がなくても転入前に申込みが可能です。(※東広島市の入所申込受付期間内に限る。)
 入所決定後は、入所月1日までに東広島市への転入手続きが必要です。
 ただし、他市町の認可保育施設を利用中の場合、早めに東広島市への転入手続きを行ってしまうと、
 入所中の他市町の施設の利用ができなくなる場合があります。転入手続きのタイミングにご注意ください。

★育児休業を取得する場合

育児休業期間中でも、申込可能です。(ただし、育児休業取得期間は短時間利用のみ。)
 利用中の方が育児休業を取得する場合の継続利用には、変更の申請が必要となります(詳細は8ページ)

2 利用できる期間(2・3号認定有効期間)

保育を必要とする事由(保育要件)に応じ、有効期間が決まります。有効期間を超えての施設利用はできません。
(保護者によって事由が異なる場合は、短い方の認定期間となります。)

保育要件	利用できる期間		備考	
就労	会社員	就労中	就労期間中	有期雇用で期間更新の場合は認定期間終了前に再度就労証明書の提出が必要
		就労予定	入所日から2か月間	就労開始証明書の提出により、就労中に変更(就職後30日以内に提出。未提出は退所)
		育休復帰	入所日から2か月間	就労開始証明書の提出により、就労中に変更(復帰後30日以内に提出。未提出は退所)
		血縁関係あり	入所日から2か月間	給与明細書の提出により、就労中に変更(入所月の給与明細を提出。未提出は退所)
		育児休業中	育児休業中	育児休業期間の記載がある就労証明書の提出により、就労(育休中)に変更
	自営	開業1年以内	開業翌年3月末まで	認定期間終了前に「確定申告書の写し または 市県民税申告書の写し」の提出が必要(未提出は退所)
		開業1年以降	就労期間中	毎年「確定申告書の写し または 市県民税申告書の写し」の提出が必要(現況届)
妊娠・出産	出産予定日もしくは出生日から産後8週間(多胎児は14週間)を経過する日の翌日の属する月の月末まで		出産後、世帯構成の変更の手続が必要 認定期間満了後も他の要件で継続入所を希望する場合には手続が必要	
疾病・障がい	診断書が定める期間の月の月末まで(定めのない場合は入所月から6か月間)		継続の場合は認定期間終了前に再度診断書等の提出が必要	
介護・看護	証明期間満了日の属する月の月末まで		継続の場合は認定期間終了前に再度診断書等の提出が必要	
求職活動	入所月から3か月間		入所後、3か月以内に月64時間以上の就労を開始できない場合は退所	
就学	在学期間満了月まで			
災害復旧	証明期間満了日の属する月の月末まで			

3 利用できる時間(保育必要量)

保育を必要とする事由に応じ、利用できる時間が決まります。保護者のどちらかが保育短時間の事由にあたる場合は「保育短時間」での認定となります。

保育要件	利用できる時間		
	保育標準時間(～11時間)	保育短時間(～8時間)	
月120時間以上の □就労(休憩を含む) □介護・看護 □就学	○	○	<延長保育> 必要に応じて、 左記時間を超えて 利用可能
月64時間以上120時間未満の □就労 □介護・看護 □就学	×	○	
□就労(育休中) □求職活動	×	○	※延長保育料が 必要です
□妊娠・出産 □疾病・障がい □災害復旧	○	○	
□その他	状況に応じて認定		

<保育時間イメージ(例)>

※具体的な時間設定、延長保育の有無は施設によって異なりますので、各施設へお問合せください。

7:00	7:30	18:30	19:00
保育標準時間	延長保育	保育時間(最大 11 時間)	延長保育
7:00	8:30	16:30	19:00
保育短時間	延長保育	保育時間(最大 8 時間)	延長保育

★利用時間はご家庭の状況に応じて認定します。

就労等の活動時間が120時間未満の場合でも、シフト制の勤務による時間の変動や通勤時間が長いなど、生活や子育てに支障が生じる特別な事情がある場合は、ご家庭の状況に応じて「保育標準時間」の認定を検討します。
対象になる方は、入所申込書裏面の記入欄にご記入ください。

☆保育施設の適正利用にご協力ください

保育施設は、就労など家庭での保育が難しい保護者に代わって児童を保育する施設です。家庭で保育ができるときは、**家族一緒に過ごす時間を大切にしてください。**家族での会話やスキンシップにより、基本的なコミュニケーションや生活習慣が身につく、児童の心や情緒の安定につながります。
また、保育士が不足しており、特に朝夕の時間や土曜日の保育士確保が難しい状況があります。安全で充実した保育を安定して実施するためにも、適正利用のご協力をお願いいたします。

3 申請書類

申請書類は、個々の事由や状況によって異なります。様式についてはホームページからダウンロードするか、保育課、各支所窓口で配布しています。

1 全員必要な申請書類(記載例は13～15ページ)

下記の①～⑨の書類を用意してください。

(電子申請の場合、①②③⑥⑦は作成不要です。④⑤⑧⑨はデータ(スキャンか撮影したもの)を添付してください。)

きょうだい児を同時申込みする場合②～⑨はコピーで構いません。

申請必要書類	備考	電子申請
①教育・保育給付認定申請書兼入所申込書	児童1人につき1枚(きょうだいの人数分必要)	作成不要
②児童台帳		作成不要
③保育の認定要件に関する申立書		作成不要
④保育を必要とする事由を証明する書類(3ページの証明書類)	父母等、全保護者分必要	必要
⑤児童手当に係る保育料および副食費の徴収等に関する申出書	電子申請の場合、入所決定後に原本を提出	必要
⑥個人番号(マイナンバー)申告書		作成不要
⑦保育施設等利用申込みに関する同意・確認書		作成不要
⑧申請者のマイナンバー確認書類(以下のいずれか) ・マイナンバーカード(裏面)・通知カード ・マイナンバーが記載された住民票の写し(原本)	郵送の場合、マイナンバーカード・通知カードはコピー、住民票は原本を送付 通知カードは、住所・氏名が住民票と一致しているもののみ	必要
⑨申請者本人確認書類(顔写真付きのもの) ・マイナンバーカード(表面)、運転免許証、在留カード 他	郵送の場合、コピーを送付 運転免許証等、裏面の記載がある場合は裏面も必要	必要

2 状況に応じて必要な申請書類

下記に該当する場合、必要書類を用意してください。

電子申請を利用する場合はデータ(スキャンか撮影したもの)を添付してください。

申請の必要な方	申請必要書類
ひとり親家庭の方 (親族以外の異性と同一住所の場合は除きます)	○保護者の戸籍謄本 または ○ひとり親家庭等医療費受給者証 または ○児童扶養手当証 のうち、どれかひとつ(コピー可)
別居しており離婚調停中などの方	○離婚調停中を証明する書類(裁判所や弁護士等の発行したもの)
世帯員(入所児童を含む)が手帳等を所持している方	○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当認定通知、障害基礎年金証書のうち、どれかひとつ(コピー可)
生活保護法による保護を受給中の方	○生活保護受給者証(コピー可)
児童にアレルギーがある方	○こどもの健康チェック表(アレルギー欄を記載)
児童に既往症・手帳ほか気になる点がある場合	○こどもの健康チェック表(健康状況欄を記載)
児童が外国籍の場合	○外国籍調査票
親権者以外(祖父母等)が代理で窓口申請に行く場合	○委任状(親権者が、窓口に行く人に委任するもの)
4月～8月利用開始の方で 2026年1月1日に	国外に住んでいた方
	東広島市以外に住んでおり、市民税非課税の方
	東広島市に住んでおり、市民税未申告(非課税)の方
9月～3月利用開始の方で 2027年1月1日に	国外に住んでいた方
	東広島市以外に住んでおり、市民税非課税の方
	東広島市に住んでおり、市民税未申告(非課税)の方

★児童にアレルギーや既往症・手帳ほか保育する上で気になる点がある方

状況に応じて、申込み受付時に窓口で専門員による聞き取りを行う場合があります。来庁時に専門員が不在だった場合や電子申請者については、後日お電話で聞き取りを行います。

4 保育所(園)・認定こども園を申込みまでの流れ(2・3号認定)

1 申込受付期間を確認しましょう

表紙をチェック！

入所を希望する月ごとに受付期間が異なります。(転所の場合も受付期間は同じです。)

※期間を過ぎたり、書類に不備がある場合、受付ができません。なるべく余裕をもってお申込みください。

2 希望する保育施設を選びましょう

クラス年齢や0歳児の受入れ月齢、延長保育の実施の有無等を確認して、認可の保育施設の中から最大10施設まで選択することができます。

クラス年齢	生年月日
0歳児クラス	令和 8 年[2026年]4月2日 ~ 令和 9 年[2027年]4月1日
1歳児クラス	令和 7 年[2025年]4月2日 ~ 令和 8 年[2026年]4月1日
2歳児クラス	令和 6 年[2024年]4月2日 ~ 令和 7 年[2025年]4月1日
3歳児クラス	令和 5 年[2023年]4月2日 ~ 令和 6 年[2024年]4月1日
4歳児クラス	令和 4 年[2022年]4月2日 ~ 令和 5 年[2023年]4月1日
5歳児クラス	令和 3 年[2021年]4月2日 ~ 令和 4 年[2022 年]4月1日

★施設選びお役立ち情報

保育施設案内	保育施設入所状況	園庭開放 (公立施設)	重要事項説明書
			

3 施設見学をしましょう

事前に各施設へお問合せの上で、見学が可能です。入所後のイメージを固めるためにも、基本的に見学を行ってから申込みをしてください。保育の様子や方針だけでなく、保育料以外の費用や送迎にかかる時間、アレルギー対応など気になることは確認しておいてください。

★私立認定こども園の保育所的利用の申込みについて

私立認定こども園を申込み場合は、重要事項説明書に同意し、それぞれの施設へ事前に提出が必要です。見学時に提出をしておくとスムーズです。説明書は、各施設から配布または、市ホームページからダウンロード可能です。

4 必要書類を準備し、受付期間内に申込みしましょう

申込条件や必要書類の詳細は2～4ページにまとめています。

▶申込方法(次の2つから選んでください)

①電子申請

東広島市電子申請システムを使って、簡単・便利に申請できます。システムメンテナンス時間を除き、24時間いつでも申請が可能です。



←電子申請はこちらから

<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/kodomomirai/2/7/37817.html>

②市役所窓口への直接申請 保育課または各支所窓口

※窓口申請は混雑時(特に4月入所)、多くの時間をお待ちいただく場合があります。

※必要書類がそろっていないかたり、記載内容に不備があったりすると、再提出していただく場合や入所調整時に不利になる場合があります。

5 保育所(園)・認定こども園への申込み～入所決定(2・3号認定)

1 申込み

必要書類を準備し、電子申請・窓口申請(保育課または各支所)のどちらかにて申込みをしてください。

★電子申請

用意するものは、メールアドレス、保育を必要とする事由を証明する書類、児童手当に係る保育料および副食費の徴収等に関する申出書、個人番号確認書類、本人確認書類です。

(状況に応じて必要な申請書類がある方はあわせて準備してください)



← 電子申請はこちらから

<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/kodomomirai/2/7/37817.html>

★私立認定こども園の保育所利用の申込について(見学时に提出しておくスムーズです)

私立認定こども園を申込みの場合は、重要事項説明書に同意し、それぞれの施設へ事前に提出が必要です。説明書は、各施設から配布または、市ホームページからダウンロード可能です。



2 入所調整

- ・申込書類によって保育要件を確認し、家庭で保育ができない度合の高い順に決定します。
- ・希望者多数の場合は保育施設へ入所ができず、待機となる可能性があります。
- ・申込みの順番や待機している期間は入所調整には影響しません。

3 結果通知

- ・入所月の前月10日頃に郵送により入所調整の結果を通知します。お手元への到着は郵便事情により異なります。お電話でのお問合せにはお答えできません。
- ・入所決定後、申込みの内容と事実が異なり、保育要件が満たされていないことが確認された場合や、安全に保育をすることができないと判断された場合、入所決定を取り消す場合があります。住所・世帯構成(離婚、出産等)・認定要件(退職・転職等)など、届出の内容に異動があった場合は、速やかに新しい内容の書類を提出してください。また、児童の状況が変わった場合は速やかに保育課にご相談ください。

★入所調整の結果、保育施設へ入所できず、待機となった場合

申込書の有効期限は年度内となりますので、その間は継続して審査を行います。

翌年度分については、再度入所申込みが必要になります。

【例】4月入所申込みで待機の場合

→5月～翌年3月分は自動的に審査し毎月結果を発送。翌年4月以降分は再度申請が必要(申請書類等は再度作成)。

※妊娠・出産

出産予定日もしくは出生日から産後8週間(多胎児は14週間)を経過する日の翌日の属する月まで保育施設への入所が決まらなかった場合、今後の保育要件がないため、入所申込みが取下げとなります。

※疾病・障がい

申込み後、6か月を経過する月まで保育施設への入所が決まらなかった場合、診断書の有効期限が過ぎるため、入所申込みが取下げになります。

4 決定施設からの入所案内

- ・入所決定施設から、入所説明会や面談実施等の案内があります。

5 保育料通知

- ・入所月の前月末頃に郵送により通知します。(保育料に関する詳細は16ページ)

6 入所

- ・入所月の1日付けでの入所となります。(育休復帰のみ育休復帰日からの入所可。)

7 入所決定(開始)後に必要な申請書類

下記に該当する場合、必要書類を用意してください。

電子申請が利用できないもの(紙書類で提出)がありますので、ご注意ください。

紙書類については、利用する保育施設または保育課に提出してください。

申請の必要な方	申請必要書類	電子申請
電子申請の方全員	○児童手当に係る保育料・副食費の徴収等に関する申出書 ※電子申請時に記載した書類の原本を利用する保育施設または保育課に提出してください。	×
(私立認定こども園以外の) 東広島市の保育施設を利用する方	○保育所(園)保育料・副食費口座振替依頼書 ※入所決定後、保育施設より配布されます。東広島市内の金融機関に提出してください。	×
就労予定、育休復帰、就労(血縁関係あり)、自営業(開業1年以内)、求職活動で申し込んだ方	○教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届)※電子申請時は不要 ○2ページ記載の入所後必要証明書類	○
課税状況が確認できない方	○市民税申告書、課税証明書、非課税証明書のうち、 どれかひとつ(コピー可) ※詳細は下記のとおり	×

★課税状況が確認できない方(市民税が未申告の方)

申込み時の書類や情報にて課税状況が確認できない場合、保育料は最高額(副食費は非免除)で一旦算定し、書類提出のご案内を送ります。

- 基準日^{〔※1〕}で東広島市に住んでいた方
市役所の市民税課で申告をし、申請書の写しを提出
- 基準日^{〔※1〕}で東広島市以外に住んでいた方
課税証明書または非課税証明書(コピー可)を提出

〔※1〕4月～8月利用開始の方は2026年1月1日、9月～3月利用開始の方は2027年1月1日が基準日です。

※収入が少なかった(無かった)等の理由で市民税が非課税の場合などが対象です。父母のどちらか片方でも、課税状況が確認できない場合、保育料は最高額(副食費は非免除)での算定となります。上記書類を提出後、さかのぼって再算定を行いますが、年度内に手続きを行わない場合は最高額のままとなりますので、なるべく申込み時に必要書類をご提出ください。なお、保育料は毎年9月に課税年度が変わります。保育料算定時に、課税状況が確認できない方は、毎年書類の提出が必要となります。

6 申込み後や入所中の手続き(2・3号認定)



★保育所に関する変更申請(電子申請)

申込み後や入所中に発生する手続きについても電子申請がご利用できます

<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/kodomomirai/2/7/41094.html>

1 申込み後に発生する手続き(受付先:電子申請)

取下げや希望施設、要件の変更などは、申込受付期間に対応した月に反映します。※申込期間外は受付できません。

こんな時に	申請方法
・入所(転所)申込みを取下げたい ・希望する保育施設を変更したい ・きょうだい入所条件の変更をしたい ・育休復帰予定の場合の保育施設入所に関する意向を変更したい ・住所、氏名、世帯員に変更があった ・保育要件が変わった(就職、転職、勤務時間変更、育児休業取得、妊娠など) ※2ページの必要証明書類を準備してください。	電子申請で簡単に変更できます 

2 入所決定後に発生する手続き(受付先:電子申請または保育課窓口)

こんな時に	申請必要書類・注意事項	電子申請
保育所に入所が決まったが、辞退したい	○入所辞退届 ※辞退した場合、年度内及び翌年度4月申込みの調整指数を減点します。 ※入所後の辞退はできません。	×
求職活動(保育短時間)で申込んだが、月120時間以上の就労が決まったため、保育標準時間に変更したい	○教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届)※電子申請時は作成不要 ○就労証明書(会社で記載) ※勤務開始前の場合、保育要件が就労予定に変更となります。就労後30日以内に就労開始証明書の提出が必要となります。	○

※住所、氏名、世帯員に変更がある場合は上記と同じです。変更次第、速やかに電子申請を行ってください。

3 入所中に発生する手続き(受付先:電子申請または利用施設または保育課窓口)

※該当する場合は速やかに手続きを行ってください。遅れた場合、入所が継続できない可能性があります。

※電子申請または保育課窓口で変更を行う場合は、利用施設にも必ずお伝えください。

※電子申請の場合、教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届)は作成不要です。

こんな時に	申請必要書類・注意事項	電子申請
保育要件が変わった (就職、退職、転職、勤務時間変更、妊娠など)	○教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届) ○2ページの必要証明書類	○
・保育必要量(標準時間⇄短時間)の変更 ・住所、氏名、世帯員の変更 ・保育料納付者(納付義務者)の変更	○教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届)	○
育児休業を取得し、継続利用を希望	○教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届) ○就労証明書(育児休業期間の記載があるもの)	○
育休復帰した	○教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届) ○就労開始証明書(内容変更がある場合は就労証明書も必要)	○
婚姻、離婚等	○教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届) ○保護者の戸籍謄本(全部事項証明書)コピー可	○
退所	○退所届 (※月途中での退所の場合、その月の保育料は日割り計算)	×
保育施設に長期間登園することができない	※保育施設に2か月以上登園していない場合、原則として退所となります。(退所日までは保育料等がかかります。) ※病気など特別な事情がある場合は、保育課にご相談ください。	×
保育課から届いた通知の再発行	○再交付申請書(保育課窓口へお越しください。本人確認書類要)	×

★現況届について

入所後も保育要件確認のため、原則として書類の提出が毎年必要です。提出時期は利用施設よりご案内します。

★転所申込みの提出書類 (※育児休業中に転所申込みは不可。受付期間は入所申込みと同じ。)

①入所申込書 ②児童台帳 ③保育所(園)変更届 ④保育の認定要件に関する申立書 ⑤保育要件証明書類

※④は最新のものがかつ保護者全員分(父母等)が必要(証明書の有効期限は入所申込みと同じ)

※電子申請の場合、①②③④は作成不要です。

電子申請はこちらから(入所申込みと同じページ)→



7 幼稚園 または 認定こども園への申込み(1号認定)

1 利用ができる方

次の条件を満たす場合に申込みを行うことができます。

- ①満3歳以上の児童(施設により受入年齢が異なる場合がございます)

2 利用できる期間

卒園まで

3 利用できる時間

朝～昼過ぎの4時間程度(施設により開所時間が異なります)

4 申込み／受付期間

●公立の認定こども園(1号)

受付場所:東広島市 保育課 または 各支所(電子申請不可)

受付期間:保育所的利用と同じ(表紙に記載)

★御園宇幼稚園 幼稚園的利用申込時の注意点

○保育課での入園申込受付後、御園宇幼稚園にて面談を実施します。

令和9年度4月入園申込みに限り、下記日程にて入園申込と面談を同時に実施します。

日時:令和9年11月4日(水)・9日(月) 9:00～12:00/場所:東広島市役所 北館2階 201 会議室

※上記日程に来庁が難しい場合は、受付期間中に保育課で受付後、御園宇幼稚園で面談を実施します

○年度途中の申込受付は、空きがある場合のみ行います。空き情報については、市 HP に掲載します。



←空き情報掲載ページ

●私立の幼稚園 または 認定こども園(1号)

受付場所:入園をご希望の幼稚園および認定こども園

受付期間:施設により受付期間が異なります

5 申請書類

申請必要書類	備考
①教育・保育給付認定申請書兼入所申込書	児童1人につき1枚(きょうだいの人数分必要)
②児童台帳	
③入園願(御園宇幼稚園のみ)	児童1人につき1枚(きょうだいの人数分必要)
④児童手当に係る保育料および副食費の徴収等に関する申出書	

※私立幼稚園または認定こども園入園決定時にも上記書類の提出が必要です(施設経由で提出)

6 注意点

- ・幼稚園的利用から保育所的利用へ切替える場合は、新規申込(6 ページ記載)と同様に手続きが必要です。
なお、在籍中の施設で利用区分を切替える場合も新規申込みと同様の取扱いとなるため、必ずしも切替えができるとは限りません。
- ・公立施設への1号(幼稚園的利用)入園申込みと、2・3号(保育所的利用)入所申込みは併願できません。
(私立幼稚園 または 認定こども園との併願については、応募施設にご確認ください)

8 市外の保育施設への申込み(広域入所)

市外勤務・里帰り出産等を理由に、東広島市に住民票がありながら市外の保育施設の利用を申込みすることが可能です。

1 利用ができる方

次の条件を全て満たす場合に申込みを行うことができます。

- ①東広島市内の認可保育施設に在籍していないこと。
- ②保護者の保育要件が就労 かつ 父母どちらかが入所希望施設のある市町村で就労している
または
里帰り出産を行う場合

2 利用できる期間

年度末(最長) または 該当する保育要件の認定期間終了日まで

3 利用できる時間(保育必要量)

保育を必要とする事由に応じ、利用できる時間が決まります。保護者のどちらかが保育短時間の事由の場合は「保育短時間」での認定となります。

保育要件	利用できる時間	
	保育標準時間(～11 時間)	保育短時間(～8 時間)
月120時間以上の □就労(休憩を含む)	○	○
月64時間以上120時間未満の □就労	×	○
□妊娠・出産	○	○

4 申込み

東広島市 保育課(電子申請不可)

5 申込受付期間

東広島市内の認可保育施設入所申込受付期間(表紙に記載)と同じ
※受付期間内でも、依頼先の市町村の状況により、申込ができない場合があります。

6 申請書類

4ページ申請書類を参照
※その他希望先の保育所等のある市町村が求める書類

7 注意点

- ・保育施設のある市区町村の審査基準、締切日などについてご確認をお願いします。
- ・締切日間近に提出されると、入所希望月の審査に間に合わない場合があります。
- ・保育の実施期間は最長で年度内までです。
翌年度も継続利用を希望する場合、再度保育施設のある市区町村への申込み、審査が必要です。
また、保育の実施については、東広島市及び保育施設のある市区町村の基準に準じます。
- ・東広島市外に住民票があり、東広島市内の保育施設の利用を希望する場合は、住民票のある自治体にご相談ください。
- ・既に東広島市内の認可保育施設に在籍している場合、お申込みはできません。

9 よくあるお問合せ・確認事項

保育施設等の申込み・利用にあたり、よくある質問や確認事項をまとめています。下記を確認・同意のうえ、申込みをお願いします。

申込みについて

○入所結果はいつ頃わかりますか？

結果通知は募集締切後、毎月10日頃に発送を予定しております。お電話での結果のお伝えはできません。発送後に限り、保育課にて結果照会が可能です。身分証をご持参のうえ、お越しください。

○申込みの際、施設見学は必須ですか？

必須ではありません。ただし、入所後の不安や戸惑いを軽減するため、見学を推奨しております。施設見学実施の有無は、審査に影響しません。

○期限内に必要な書類が準備できません。申込みは可能ですか？

申込みは可能です。ただし、正式な内容での審査はできません。

○提出する書類はコピーでもいいですか？

コピーで構いません。

○保育施設の入所状況はどこで見ることができますか？

 ←東広島市のホームページにてご確認ください。

○保育施設の入所状況が△ということは、入所できるということですか？

また、入所状況が×の場合は、希望しても入所できませんか？

入所状況はあくまで目安となります。

審査時に状況が変わる可能性があるため、入所状況に限らず、希望する施設をすべてご記入ください。

○希望施設はいくつまで書けばいいですか？

1～10施設までご記入いただけます。記入した施設数は審査に影響しません。

○育児休業の延長を考えています。希望施設は1つだけ記入すればいいですか？

育児休業に関するお問合せは、保育課ではお答えできかねます。お勤め先にお問い合わせください。

○審査の際に点数があると聞きました。自分が何点か教えてもらえますか？

個人情報保護の観点から、点数の公表は行っておりません。

○マイナンバーが分からないのですが、申込みはできますか？

申込み可能です。

○東広島市民ですが、市外の保育施設を申込みたい場合、どうすればいいですか？

○東広島市の市民ではないですが、東広島市の保育施設を申込みたい場合、どうすればいいですか？

ご状況により、申込みの可否が異なります。10ページをご覧ください。

○幼稚園の入園申込みをしながら、保育施設を併願できますか？

公立の場合はできません。私立の場合は応募施設にご確認ください。

申込み後について

○ずっと保育所に入ることができていません。なぜですか？

施設の空き状況、希望者数、きょうだい条件等様々な理由が考えられます。

希望施設を増やす または きょうだい条件を緩和するなど、ご検討ください。

○希望している保育施設に何人待機しているか、教えてもらえますか？

 ←ただし、施設ごとの第1希望者の入所保留者数については、東広島市のホームページにてご確認ください。

○申込みを取下げたい場合、どうすればいいですか？

各月の申込受付期間中に、電子申請にて手続きを行ってください。

方法が分からない場合は、保育課までお越しください。

○希望施設を変更したいのですが、可能ですか？

可能です。電子申請にて手続きを行ってください。方法が分からない場合は、保育課までお越しください。

○申込みを行った時から家庭状況が変わりました。何か手続きが必要ですか？

必要です。ただし、ご状況によりご案内が異なります。保育課までご相談ください。

○通知はがきを紛失しました。再発送してもらえますか？

再発送は行っておりませんが、保育課窓口にて再発行は可能です。身分証をご持参のうえ、お越しください。

○提出した書類を返してもらうことはできますか？

返却はできません。事前にコピー等を作成してください。

ただし、保育課窓口にて写真を撮っていただくことは可能です。身分証をご持参のうえ、お越しください。

○保育施設への入所が決定しましたが辞退したいです。どうすればいいですか？

保育課窓口にて、「保育所(園)入所辞退届」を記入し、提出してください。

○辞退の取下げはできますか？

できません。

利用開始後について

○復職・就労予定で申込みをしました。いつまでに復職すればよいですか？

入所月の月末までに復職してください。また就労開始証明書を復職後 30 日以内に入所施設へ提出してください。期限までに復職・就労していない場合は、入所決定を取消し、退所となります。

○ならし保育とはなんですか？

保育施設入所後、数日の間短い時間でご利用いただき、お子さまに保育施設に慣れていただくことを指します。施設により、実施の有無や期間が異なります。見学时などにご確認ください。

○就労時間が変更となりました。どうすればよいですか？

教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届)と就労証明書を速やかに利用施設へ提出してください。

○現在の職場を退職することになりました。どうすればよいですか？

教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届)とハローワークの受付票(または次期就労先の就労証明書)を速やかに利用施設へ提出してください。

○育児休業を取得することになりました。どうすればよいですか？

教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届)と就労証明書(育児休業期間が記載されたもの)を速やかに利用施設へ提出してください。

※些細な変更であっても、教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届)と保育要件書類を提出していただく必要があります。ご利用中の保育施設または保育課へ必ずご連絡をお願いします。

○保育施設を長期的に欠席する予定です。退所となりますか？

2か月以上連続して欠席する場合、退所となります。また、欠席中も保育料が発生します。

保育料について

○いくらがかかりますか？

世帯(父母等)の課税額によって異なります。16ページをご覧ください。なお、市町村民税額は住宅ローンやふるさと納税等によって、税額が控除(引かれる)前の金額、「税額控除前所得割額」となります。

○保育料は無償化と聞きましたが？

無償化は 3 歳児クラス以上が対象です。0～2 歳児クラスは保育料がかかります。3 歳児クラス以上についても、副食費(おかず代)やその他、施設利用に係る料金等が必要です。

○保育料はいつかわりますか？

9月が変わります(参照する課税年度が変わるため)。8 月までは 2 年前、9 月からは 1 年前の収入額をもとに決められた課税額により保育料が決まります。施設利用時点の収入額とは異なりますので、ご注意ください。

○月途中で入所(退所)した場合はどうなりますか？

日割り計算となります。

○世帯状況等が変わった場合、保育料はいつから変更になりますか？

申請後、翌月から適応されます。

その他

○育児休業給付金を延長するにはどのような手続きが必要ですか？

お勤め先またはハローワークにお問合せください。なお、入所申込みの控え(コピー)が必要な場合があります。

②児童台帳

児童台帳			
【保護者】			
氏名	申請児童との続柄	生年月日	勤務先または学校等の名称
ふりがな ひがしひろしま たろう 東広島 太郎	父	2000・4・1	勤務先(学校等): 東広島市役所 電話番号: 000-0000-0000 メールアドレス: abc@sample.com
ふりがな ひがしひろしま はなこ 東広島 花子	母	2001・4・1	勤務先(学校等): 求職活動中 電話番号: 111-1111-1111 メールアドレス: efg@sample.com
【児童】			
氏名	申請児童との続柄	生年月日	学校(保育所等)の名称
ふりがな ひがしひろしま みらい 東広島 未来	本人	2024・4・1	なし
ふりがな ひがしひろしま てるお 東広島 照夫	兄	2020・7・1	学校(保育所等): 東広島小学校
ふりがな			学校(保育所等):
ふりがな			学校(保育所等):
【同居 家族世帯登録上の世帯員だけでなく、実際に同居している方すべてを記入してください】			
氏名	申請児童との続柄	生年月日	勤務先または学校等の名称
ふりがな みそのう のりお 御園宇 紀夫	叔父	1999・4・1	勤務先(学校等): 御園宇産業(株) 電話番号: 333-3333-3333
ふりがな			勤務先(学校等):
【祖父母】			
父方	氏名	生年月日	勤務先の名称
祖父	ふりがな さいじょう たろう 西条 太郎	1960・4・1	勤務先 自営業
祖母	ふりがな さいじょう はなこ 西条 花子	1964・5・1	勤務先 農業
母方	氏名	生年月日	勤務先の名称
祖父	ふりがな たかや たろう 高屋 太郎	1970・6・1	勤務先 会社員
祖母	ふりがな たかや はなこ 高屋 花子	1974・2・1	勤務先 無職
申請児童と同居	☒ していない → ☐ している	住所 呉市	申請児童と同居 ☐ していない → ☒ している 住所

保育料の支払いを行う方を記入してください。こちらに記入された方が「認定保護者」となります。保育課からの送付物は、原則、認定保護者宛に送付します。

認定保護者を変更せず、宛先のみ変更する場合は、申込書裏面の入所申込補助票に、希望する送付先を記入してください。

父母の「電話番号」「メールアドレス」を記入してください。
勤務先の連絡先ではございません。

申請児童を「本人」とし、申請児童に対しての続き柄を記入してください。
例: 父、母、兄、弟、姉、妹など

なお、きょうだい同時申込の場合は、どちらも「本人」と記入してください。

世帯員(住民票上で同一世帯)以外で、同居されている方がいる場合は記入してください。
例: 叔父、叔母、パートナーなど

生年月日等、情報が分からない場合は、分かる部分のみ記入してください。
例: 生年月日 ○月×日(年が分からない場合)
例: 勤務先の名称 会社員(勤務先が分からない場合)

③保育の認定要件に関する申立書

保育の認定要件に関する申立書	
東広島市長・東広島市福祉事務所長 宛 ※のとおり申立します。 2026年 11月2月	
注意事項 ・申立者について、該当する保育認定要件(家庭で保育ができない理由)をチェックして、各証明書類を添付してください ・父・母二人分の証明書類が必要です。 ・未婚でも父母に相当する「パートナー(同居人)」がいる場合、保育要件が認められます。 ・ひとり親家庭の場合は、戸籍謄本(全部事項記載)または配偶者扶養受給者証/児童扶養手当証のうち1つ(コピー)提出が必要です。	
保護者:	□ひとり親家庭である □続柄: 父・母・その他()
□1. 就労	提出書類: ①就労証明書 ②以下に該当する書類
Q1. 個人事業主、または法人の代表者である	□はい → 確定申告書(開業初年度は開業届)を提出※法人の場合は、法人の確定申告書が必要(終) □いいえ → Q2へ
Q2. 東広島市職員である	□はい → 正職員、任期付職員は就労証明書の提出は不要。会計年度任用職員は雇用条件通知書の提出が必要(終) □いいえ → Q3へ
Q3. 就労先の代表者、または就労証明書の記載者と児童に血縁関係がある	□はい → 入所後、入所月の給与明細の提出が必要 → Q4へ □いいえ → Q4へ
Q4. 既に就労している	□はい → 追加の提出書類はなし(終) □いいえ → □就労開始日がまだ先である → 就労開始後、再度就労証明書(証明日が就労日以降)の提出が必要(終) □休業を取得中 → Q5へ
Q5. 育児休業を取得している	□はい → 入所決定後、復職予定である □はい → 入所月内に復職し、復職証明書を提出(終) □いいえ → 就労証明書内(10)に休業期間を記入。休業期間満了後、新たに保育要件の証明する書類を提出(終)
□2. 妊娠・出産	提出書類: 母子手帳のコピー(表紙、および出産予定日が記載されたページ)
□3. 疾病・障害	提出書類: 医師の診断書または手帳(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等)
□4. 介護・看護	提出書類: ①介護・看護状況申告書+スケジュール申告書 ②医師の診断書(または手帳) ③ケアプラン(週間サービス計画書)の写し
□5. 求職活動	提出書類: ハローワークの受付票の写し(起業準備の場合は、起業準備をしていることがわかる書類)
□6. 就学	提出書類: ①在学証明書 ②時間割などの就学時間の分かる書類(ない場合は、スケジュール申告書)
学校名:	入学日: 年 月 日 卒業予定日: 年 月 日
□7. その他	提出書類: 保育の必要性を証明する書類
上記保育要件以外で、保育が必要な理由(自由記載)	
保護者:	□ひとり親家庭である □続柄: 父・母・その他()
□1. 就労	提出書類: ①就労証明書 ②以下に該当する書類
Q1. 個人事業主、または法人の代表者である	□はい → 確定申告書(開業初年度は開業届)を提出※法人の場合は、法人の確定申告書が必要(終) □いいえ → Q2へ
Q2. 東広島市職員である	□はい → 正職員、任期付職員は就労証明書の提出は不要。会計年度任用職員は雇用条件通知書の提出が必要(終) □いいえ → Q3へ
Q3. 就労先の代表者、または就労証明書の記載者と児童に血縁関係がある	□はい → 入所後、入所月の給与明細の提出が必要 → Q4へ □いいえ → Q4へ
Q4. 既に就労している	□はい → 追加の提出書類はなし(終) □いいえ → □就労開始日がまだ先である → 就労開始後、再度就労証明書(証明日が就労日以降)の提出が必要(終) □休業を取得中 → Q5へ
Q5. 育児休業を取得している	□はい → 入所決定後、復職予定である □はい → 入所月内に復職し、復職証明書を提出(終) □いいえ → 就労証明書内(10)に休業期間を記入。休業期間満了後、新たに保育要件の証明する書類を提出(終)
□2. 妊娠・出産	提出書類: 母子手帳のコピー(表紙、および出産予定日が記載されたページ)
□3. 疾病・障害	提出書類: 医師の診断書または手帳(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等)
□4. 介護・看護	提出書類: ①介護・看護状況申告書+スケジュール申告書 ②医師の診断書(または手帳) ③ケアプラン(週間サービス計画書)の写し
□5. 求職活動	提出書類: ハローワークの受付票の写し(起業準備の場合は、起業準備をしていることがわかる書類)
□6. 就学	提出書類: ①在学証明書 ②時間割などの就学時間の分かる書類(ない場合は、スケジュール申告書)
学校名:	入学日: 年 月 日 卒業予定日: 年 月 日
□7. その他	提出書類: 保育の必要性を証明する書類
上記保育要件以外で、保育が必要な理由(自由記載)	

父・母の保育要件を、一段目・二段目にそれぞれ選択してください(順不同)。

ひとり親家庭の方は、「ひとり親家庭である」に☑をお願いします。
☑がある場合は、父・母どちらかの保育要件を一段目に記入してください。
二段目の記入は不要です。

保育要件が就労にあたる場合、Q1から順にご回答いただき、必要書類をご確認ください。

次の設問への誘導がない場合: Q2へなどの記載が無い場合は、回答終了です。
記載されている書類をご用意ください。保育要件が就労にあたる場合、Q1から順にご回答いただき、必要書類をご確認ください。誘導がない場合終了です。

1～6の保育要件に当てはまらない場合にご利用ください。

⑥個人番号(マイナンバー)申告書

- 15 -

11 保育料・副食費

保育料は、保育サービスを利用するために必要な費用です。保育所等で日々の保育を行うために必要な経費の一部を負担していただきます。副食費は、給食を提供するための食材費等に充てられるものです。このことについて十分御理解いただき、必ず納付いただきますようお願いいたします。

1 クラス年齢ごとの負担について

(1) 0～2歳児クラス: 保育料

保護者の収入状況等に応じて、次節の表をもとに金額を決定します。
0～2歳児クラスにおける主食費、副食費は保育料に含まれています。

(2) 3～5歳児クラス: 副食費

3～5歳児クラスは保育料が無償となりますが、副食費が必要です。
副食費の額は施設によって異なりますので、各保育施設にご確認ください。



詳細はHPへ

2 保育料・副食費の決定方法について

保育料は、児童と同一世帯に属する者の市町村民税をもとに決定します。原則として、父母が保育料算定対象者ですが、条件により祖父母等も対象となります。算定対象者の詳細については、[4.注意点]をご確認ください。

算定に用いる市町村民税所得割額は、算定対象者の市町村民税額の合計によって決定します。

また、[配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等]を適用する前の金額を用います。

<保育料 徴収月額基準表>

階層 区分	市町村民税の課税状況等	保 育 料	
		0～2歳児クラス	
		標準時間	短時間
A	生活保護世帯等【※1】	0	0
B	非課税世帯	0	0
C1	均等割のみ課税	13,000	12,300
C2	48,600 円 未満	17,100	16,160
D1	48,600 円 以上 60,700 円 未満	19,200	18,150
D2	60,700 円 以上 71,600 円 未満	21,900	20,700
D3	71,600 円 以上 83,700 円 未満	25,900	24,500
D4	83,700 円 以上 97,000 円 未満	30,000	28,350
D5	97,000 円 以上 108,400 円 未満	32,800	31,000
D6	108,400 円 以上 123,300 円 未満	36,700	34,700
D7	123,300 円 以上 145,000 円 未満	40,600	38,360
D8	145,000 円 以上 169,000 円 未満	44,500	42,000
D9	169,000 円 以上 190,300 円 未満	50,000	47,250
D10	190,300 円 以上 222,300 円 未満	54,000	51,030
D11	222,300 円 以上 301,000 円 未満	58,500	55,300
D12	301,000 円 以上 397,000 円 未満	60,300	57,000
D13	397,000 円 以上	64,000	60,480

<副食費 徴収基準表>

保育所利用(2号認定)の場合

市町村民税 所得割額	副 食 費 3～5歳児クラス
57,700 円 未満	免除
57,700 円 以上	徴収

幼稚園利用(1号認定)の場合

市町村民税 所得割額	副 食 費 3～5歳児クラス
77,101 円 未満	免除
77,101 円 以上	徴収

【月額/円】

【※1】 ・生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)
・中国在留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯

3 軽減制度について

(1) 多子軽減

保育所等を利用している児童に上の子がいる場合について、保育料と副食費の軽減措置があります。これを多子軽減といいます。上の子と認定する範囲は、世帯の状況・税額等によって異なります。なお、上の子の通う施設によっては、在園証明書等の提出が必要になる場合があります。

<多子軽減の適用表>

保育認定	市町村民税所得割額	対象となる 上の子	在園証明書 の提出	対象児童の保育料		対象児童の副食費	
				第2子	第3子以降	第2子	第3子以降
保育所利用 2号認定 3号認定	57,700円未満	父母と同一生計の子ども全て	不要	半額 (10円未満切上)	0円	免除	免除
	57,700円以上	施設[※2]に在籍する就学前児童のみ	通所施設により必要	半額 (10円未満切上)	0円	徴収	免除
幼稚園利用 1号認定	77,101円未満	多子軽減の有無にかかわらず、第1子から免除					
	77,101円以上	小学校1～3年生及び、施設[※2]に在籍する就学前児童	通所施設により必要	—	—	徴収	免除

[※2] 多子軽減の対象施設及び在園証明書の一覧表

多子軽減対象施設で、在園証明書等の提出が不要	多子軽減対象施設で、在園証明書等の提出が必要
○保育所 ○認定こども園 ○幼稚園 ○地域型保育事業所 ○企業主導型保育事業所	○特別支援学校幼稚部 ○児童発達支援 ○医療型児童発達支援 ○居宅訪問型児童発達支援 ○児童心理治療施設

(2) ひとり親世帯／障がいのある人がいる世帯等の軽減

ひとり親世帯[※3] 又は、障害者手帳等を所持している世帯[※4] 又は、生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める世帯の保育料は【徴収月額基準表[特例]】により決定します。また、副食費は徴収免除となります。

[※3] 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

[※4] 「児童と同一世帯員」について、次のいずれかの状況に該当する世帯

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者がいる世帯
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児がいる世帯
- ・国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者がいる世帯

<保育料等 徴収月額基準表[特例]>

階層 区分	市町村民税の課税状況等		保 育 料	
			0～2歳児クラス	
			標準時間	短時間
A	生活保護世帯等[※1]		0	0
B	非課税世帯		0	0
C1	均等割のみ課税		5,800	5,500
C2	市町村民税所得割額	48,600円未満	6,200	5,900
D1		48,600円以上 60,700円未満	6,700	6,400
D2		60,700円以上 71,600円未満	7,200	6,800
D3		71,600円以上 77,101円未満	7,700	7,300

【月額/円】

77,101円以上の場合、通常の徴収月額基準表をもとに決定します。

ひとり親世帯[※3] 又は、障害者手帳等を所持している世帯[※4]の多子軽減については、保育所利用の場合のみ、条件や軽減内容が異なります。

保育認定	市町村民税所得割額	対象となる 上の子	在園証明書 の提出	対象児童の保育料		対象児童の副食費	
				第2子	第3子以降	第2子	第3子以降
2号認定 3号認定	77,101円未満	父母と同一生計の子ども全て	不要	0円	0円	免除	免除

4 注意点

(1) 保育料等の決定に用いる市町村民税の参照年度について

令和9年									令和10年		
4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
令和8年度市町村民税に応じて決定 (令和7年中の収入により算定)					令和9年度市町村民税に応じて決定 (令和8年中の収入により算定)						

参照する税年度の切り替わりのタイミングで、毎年、保育料等の決定(9月分以降)を行います。

(2) 課税状況が確認できない方の保育料等について

確定申告をしていない等により市町村民税額の確認ができなかった場合は、保育料は「D13 階層(最高額)」、副食費は「徴収」にて仮決定いたします。年度内に限り、必要書類を提出いただければ再計算します。

(3) 月中途に入所・退所した場合の保育料等について

保育実施の有無等(日・祝等)を考慮して、日割り計算となります。なお、退所せずに保育所等を欠席した場合等は、利用の有無にかかわらず所定の保育料がかかりますのでご注意ください。

(4) 算定対象者について

保育料は、児童と同一世帯に属する者の市町村民税をもとに決定します。この同一世帯は、必ずしも住民票上の世帯員のみとは限りません。父母の収入状況[※5]に応じて、祖父母や未婚のパートナー等の同居人、単身赴任者、親元を離れて暮らす子ども等を含むことがあります。

保育料等算定対象者	=	父母 ※未婚のパートナー含む	+	(父母の収入状況[※5]に応じて) 家計の主宰者(祖父母・同居人等のうちひとり)
-----------	---	-------------------	---	---

[※5] 父母(ひとり親認定のある世帯の場合は、父母のうちいずれか一人)の収入の合計額が基準額(月額10万円(年額 120 万円))未満であり、かつ、祖父母等と同居している場合、扶養の状況等を考慮し、祖父母等のうち、最も市町村民税額の高い者一人を「家計の主宰者」として「保育料等算定対象者」に加え、保育料を決定します。

保育料等の算定対象に祖父母等が含まれていても、父母の収入の増額等により平均収入月額が継続的に10万円を超えるようになったときは、保育料等の算定対象から祖父母等を外すことができます。状況により異なりますので、まずは保育課までお問い合わせください。

5 支払い方法

(1) 保育料等の納付先について

保育料等の納付先は、利用する施設に応じて次のとおりです。以下では、「東広島市」へ納付する場合の説明を記載しています。「各保育施設」は、直接保育施設への納付となりますので、各施設にお問い合わせください。

	公立		私立		
	保育所	認定こども園	保育所	認定こども園	小規模保育事業
保育料	東広島市	東広島市	東広島市	各保育施設	各保育施設
副食費	東広島市	東広島市	各保育施設	各保育施設	なし
広域利用 (他市町村)	他市町村の自治体	他市町村の自治体	東広島市	各保育施設	各保育施設

(2) 東広島市への納付方法について

保育料及び副食費の納付は、口座振替を原則としています。振替日に残高不足等で振替ができなかった場合、再度の振替は実施しません。振替日以降に送付される「督促状(兼納付書)」を金融機関の窓口を持参し納付していただくことになります。

(3)口座振替申込み方法

- ・提出書類:保育所(園)保育料口座振替依頼書(以下、「口座振替依頼書」という。)
- ・提出先:直接、「口座振替依頼書」に記入した金融機関の窓口へ提出

口座振替依頼書は、入所決定後に各保育施設で配布します。口座振替依頼書をご提出いただいてから、口座振替の手続きが完了するまでに最大 2 か月程度かかる場合があります。

きょうだいで入所される場合は、引落口座を同一口座にさせていただきますようお願いいたします。

既に口座登録済みのきょうだいがいる場合は、その登録口座から保育料等を引き落とします。

ただし、東広島市が 1 年以上にわたり保育料または副食費の引落しを行っていない口座については、保護者からのご連絡がない限り、引落しを行うことができません。該当する場合は、新たに金融機関窓口で口座振替の申込みを行うか、きょうだいの登録済み口座を利用するかについて、保育課までご連絡ください。

(4)口座振替日(納期限)について

口座振替日は対象月の末日です。末日が土日祝日などの金融機関休業日にあたる場合は、翌営業日になります。

期別	口座振替日 (納付書の場合は納期限)	期別	口座振替日 (納付書の場合は納期限)	期別	口座振替日 (納付書の場合は納期限)
4月分	令和9年 4月30日	8月分	令和9年 8月31日	12月分	令和10年 1月 5日
5月分	令和9年 5月 31日	9月分	令和9年 9月30日	1月分	令和10年 1月31日
6月分	令和9年 6月30日	10月分	令和9年11月 1日	2月分	令和10年 2月29日
7月分	令和9年 8月 2日	11月分	令和9年11月30日	3月分	令和10年 3月31日

(5)保育料等が滞納になった場合について

保育料等に滞納があり、なお継続的な納付が困難である場合は、「児童手当に係る保育料・副食費の徴収等に関する申出書」に基づき、児童手当を保育料等に充当します。詳しくは、保育課までお問い合わせください。

督促状(兼納付書)記載の期日までに保育料等の納付がない場合、次のような対応を取る場合があります。

- ・自宅及び勤務先への電話・訪問
- ・勤務先への給与照会及び金融機関等への財産調査
- ・差押(預金・給与・生命保険・不動産等)の滞納処分

なお、保育料等を滞納した期間に応じて延滞金がかかる場合があります。

6 保育料等の変更・減免について

(1)保育料等の変更について

次のような場合には、保育料等が変更となることがありますので、保育課にご相談ください。
書類が保育課に到着した翌月の保育料等決定時に変更を行います。原則として年度を超える保育料等の変更は行わず、年度末までに到着したものが有効です。

なお、市による調査等により世帯状況の変更などが判明した場合は、変更内容に応じて遡って保育料等を再算定し、差額分を徴収することがあります。変更が生じた際は、速やかに保育課にご相談ください。

○世帯状況に変更があった場合

- ・離婚した／離婚を前提とした別居を始めた／配偶者が亡くなった
- ・結婚した／未届だが同居を始めた
- ・祖父母等と同居／別居を始めた
- ・祖父母の扶養に入った等で家計の主宰者が変わった
- ・生活保護の受給開始／保護廃止となった
- ・世帯員の障害者手帳等の所持状況が変わった

○所得税・市町村民税額に変更があった場合

- ・その年度の 12 月末日までに市民税課や税務署へ修正申告を行った
- ・住民税額の変更通知があった

(2)保育料の減免について

児童の属する世帯が、火災・風水害等の災害その他特別の事情により、納付が困難であると認められる場合には、申請により保育料が減免される場合があります。詳しくは保育課にお問い合わせください。

12 認可保育施設以外をご利用の場合

1 子育てのための施設等利用給付認定について

下表中の「施設の種類」にある施設をご利用の場合、子育てのための施設等利用給付認定(新認定)を受けることで、幼児教育・保育の無償化となります。

施設利用の申込み方法や空き状況などについては、施設に直接お問い合わせください。

■無償化の範囲

子どもの年齢		3～5 歳児クラス (3 歳で迎える 4 月 1 日～小学校就学前)		0～2 歳児クラス (出生から 3 歳になって最初の 3 月 31 日まで)	
保育要件【※1】		あり	なし	あり	なし
住民税課税状況		-	-	非課税世帯	課税世帯
施設の 種類	私立幼稚園(新制度移行済) 認定こども園(教育利用)	無償		-	-
	認定こども園(教育利用)の 預かり保育料	12,300円/月 (490 円×利用日数) まで無償【※2】	無償化の対象外	-	-
	私立幼稚園(新制度未移行)	28,000円/月まで無償【※2】 ※国立大学附属幼稚園は 8,700 円/月		-	-
	私立幼稚園の預かり保育料	12,300円/月 (490 円×利用日数) まで無償	無償化の対象外	-	-
	認可外保育施設、病児保育 ファミリー・サポート・センター 一時預かり【※3】	合計40,300円/月 まで無償	無償化の対象外	合計 45,700円/月 まで無償	無償化の対象外

【※1】保育要件(保育を必要とする事由)については、2 ページをご覧ください。

【※2】認定こども園(教育利用)、幼稚園の「満 3 歳児クラス」については、上記 3～5 歳児クラスと同様ですが、預かり保育料の無償化の対象となるには、保育要件に加え、住民税非課税世帯である必要があります。(この場合の上限額は 17,700 円/月)

【※3】企業主導型保育施設については、直接利用している施設にお問い合わせください。

2 申請方法について

無償化の対象となるためには、子育てのための施設等利用給付認定(新認定)の申請を行い、下記いずれかの認定を受ける必要があります。

認可保育施設の利用申込とは異なる申請であるため、必ず子育てのための施設等利用給付認定の申請を行ってください。

申請は、必要書類を記入・準備の上、ご利用の施設、保育課または各支所で行ってください。ただし、申請日以前に遡って認定を受けることはできないため、必ず利用日の前日までに申請書類を提出してください。

●新 1 号認定:満 3 歳児以上で、私立幼稚園(新制度未移行)を利用する場合

必要書類:施設等利用給付認定申請書

●新 2 号認定:3～5 歳児クラスで、認定こども園(教育利用)・私立幼稚園の預かり保育を利用する、 または、認可外保育施設等を保育利用する場合

必要書類:施設等利用給付認定申請書、保育要件を証明する書類

●新 3 号認定:市民税非課税世帯の 0～2 歳児クラスで、認可外保育施設等を保育利用する、 または、 市民税非課税世帯の満 3 歳児で、認定こども園(教育利用)・私立幼稚園の預かり保育を 利用する場合

必要書類:施設等利用給付認定申請書、保育要件を証明する書類

3 無償化給付の受け方について

認定を受けることで幼児教育・保育の無償化の対象となりますが、利用する施設の種類により無償化給付の受け方が異なります。

●私立幼稚園(新制度未移行)を利用【新 1 号認定】 認定こども園(教育利用)・私立幼稚園(新制度移行済)の預かり保育を利用【新 2・3 号認定】

上記の場合は、市が施設に対して直接支払いを行うため、保護者が支払う必要はありません。

ただし、対象上限額を超えた場合は、施設より別途徴収される場合があります。

また、給食費(免除者を除く)、教材費、行事費、バス送迎費など、保育料以外の費用は無償化対象外となります。ご利用の施設に直接お支払いください。

●私立幼稚園(新制度未移行)の預かり保育を利用【新 2・3 号認定】 認可外保育施設等を利用【新 2・3 号認定】

上記の場合は、いったん保護者が保育料を施設へ支払い、後から市に対して請求を行い、払い戻しを受ける「償還払い」となります。償還払いの受付は、4 月、7 月、10 月、1 月の年 4 回です。

該当月になったら、「施設等利用費請求書」に、施設を利用した際に発行される「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書兼特定子ども・子育て支援提供証明書」を添えて、請求書提出締切日までに、ご利用の施設に提出してください。

なお、給食費(免除者を除く)、教材費、行事費、バス送迎費など、保育料以外の費用は無償化対象外となります。

■令和9年度 償還払いスケジュール

償還払い対象月【※1】	請求書提出締切日	支払予定日
令和9年 3月分まで	令和9年 4月15日	令和9年 5月上旬
令和9年 6月分まで	令和9年 7月15日	令和9年 8月上旬
令和9年 9月分まで	令和9年 10月15日	令和9年 11月上旬
令和9年 12月分まで	令和10年 1月15日	令和10年 2月上旬

【※】対象月を過ぎた場合でも、2 年間は請求することが可能です。

13 その他保育サービス

(1)給食

多くの食品を使ってバランスのとれた食事を提供しています。

・給食内容

2歳児クラス以下は主食と副食、3歳児クラス以上は副食のみの提供を行っています。ただし、一部の施設では3歳児クラス以上にも主食を提供しています。

・食物アレルギーについて

アレルギーの原因食物は、安全な給食提供の観点から、医師の診断に基づいて除去しています。原因食物除去の申請には、施設での聞き取りとともに、医師の診断に基づいた生活管理指導表が必要となります。

また、施設での食物アレルギー発症を防ぐため、家庭で食べたことのない食材や調味料等は、基本的に提供できません。入所までに施設で提供する食材等を2回以上お試しいただくことをおすすめしています。ベビーフード等の市販品に含まれている食材・調味料等もありますので、チェックしてみてください。

詳細は各施設にお問い合わせください。



(2)こども誰でも通園制度



認可保育施設及び企業主導型保育施設に通所していない0歳6か月以上、満3歳未満のこどもを対象とした通園制度です。
こども1人につき1月当たり10時間を上限に、保育要件を持たない方も保育施設を利用できます。

(3)一時保育



保護者の就労、病気、子育ての負担軽減など、一時的な利用ができます。問い合わせや申込みについては直接施設へご連絡ください。
令和8年10月時点で一時保育の実施をしている保育施設については別紙「認可保育施設一覧」を参照ください。利用者が多い場合はお断りすることがあります。

(4)園庭解放



家庭での子育て支援の一環として各保育施設で行っています。
問い合わせは各保育施設へご連絡ください。

(5)病児保育



病中や病気の回復期のため集団保育が難しい場合、保育施設に預けることができません。その場合は、病児保育施設の利用をご検討ください。
病児保育施設は、看護師等が一時的に保育等を実施しています。利用については各病児保育施設にお問い合わせください。

- 市内の病児保育施設 ※施設の詳細についてはHPをご覧ください。
- 病児保育施設利用料の減免制度

(6)延長保育



保育短時間での利用中、就労時間の関係などにより定められた時間内での迎えが難しい場合、施設が定める時間を超えて(ただし開所時間内に限り)、利用することができます(ただし延長料金が必要)。延長利用を検討する場合はあらかじめ、各施設にご確認ください。

HigashiHiroshima City.



東広島市役所 こども未来部 保育課 保育所係

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

TEL (082) 420-0934

FAX (082) 422-6669